

自 令和 3年11月29日

至 令和 3年11月29日

第5回 和木町議会臨時会

令和 3 年第 5 回和木町議会臨時会

(令和 3 年 1 1 月 2 9 日)

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 議案第 3 2 号

和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

2. 議案第 3 3 号

令和 3 年度和木町一般会計補正予算 (第 7 号)

○出席議員（10名）

| | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|-----|
| 1 | 番 | 津 | 島 | 宏 | 保 | |
| 2 | 番 | 栗 | 本 | 詠 | 子 | |
| 3 | 番 | 嘉 | 屋 | 富 | 公 | |
| 5 | 番 | 上 | 田 | 丈 | 二 | |
| 6 | 番 | 中 | 村 | 充 | 子 | |
| 7 | 番 | 上 | 岡 | 富 | 士 | 夫 |
| 8 | 番 | 小 | 林 | 秀 | 嘉 | |
| 9 | 番 | 森 | 脇 | 明 | 美 | |
| 10 | 番 | 灰 | 岡 | 裕 | 美 | 副議長 |
| 11 | 番 | 兼 | 本 | 信 | 昌 | 議長 |

○説明のため出席した者

| | | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|-------|
| 町 | 長 | 米 | 本 | 正 | 明 | |
| 副町 | 長 | 田 | 中 | 雅 | 彦 | |
| 企画総務課 | 長 | 渡 | 邊 | 良 | 平 | |
| 税務課 | 長 | 吉 | 岡 | | 司 | |
| 住民サービス課 | 長 | 鳥 | 枝 | | 靖 | |
| 都市建設課 | 長 | 村 | 岡 | 辰 | 浩 | |
| 保健福祉課 | 長 | 坂 | 本 | 啓 | 三 | |
| 教育 | 長 | 重 | 岡 | 良 | 典 | 教育委員会 |
| 教委事務局 | 長 | 森 | 本 | 康 | 正 | 〃 |

○会議に従事した職員

| | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|
| 事務局 | 長 | 田 | 中 | 敬 | 子 |
| 書記 | | 松 | 島 | 久 | 子 |

開 会 9時 00分

議 長 和木町広報係から議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますのでこれを許可いたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源オフにされるようお願いいたします。

議 長 ただいまから、令和3年第5回和木町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、6番議員 中村充子君、7番議員 上岡富士夫君を指名いたします。

議 長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、11月29日、本日のみとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 「異議なし」と認めます。

議 長 したがって、本臨時会の会期は11月29日、1日とすることに決定いたしました。

議 長 日程第3 議案第32号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第4 議案第33号 令和3年度和木町一般会計補正予算(第7号)

以上、2議案についてこれを議題といたします。
議事進行上、一括して執行の説明を求めます。
渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長

議案第32号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第33号 令和3年度和木町一般会計補正予算（第7号）について、続けてご説明申し上げます。

まず、議案第32号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、本議案は、令和3年度の山口県人事委員会勧告等に準じて提案させていただくものでございます。

本条例案は、8つの条と附則で構成されており、第1条及び第2条で和木町一般職の職員の給与に関する条例、第3条と第4条で和木町議会議員の議員報酬等に関する条例、第5条・第6条で町長等の給与に関する条例、第7条及び第8条において教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例、それぞれの一部改正を定めています。

第1条、第3条、第5条及び第7条の改正は、人事委員会勧告等に準じ、本年12月の期末手当を一般職職員は0.15月分、議会議員の皆さま、町長・副町長・教育長及び一般職の再任用職員についてはそれぞれ0.10月分引き下げるものでございます。

第2条、第4条、第6条及び第8条の改正は、令和4年度以降の期末手当について、6月期と12月期の支給月数が均等となるように、一般職職員は0.075月分、議会議員の皆さま、町長・副町長・教育長及び一般職の再任用職員については、令和3年度当初からそれぞれ0.05月分引き下げるものでございます。

また、附則でこの条例は、公布の日から施行すること、ただし第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和4年4月1日から施行することとしています。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

続けて、議案第33号 令和3年度和木町一般会計補正予算(第7号)についてご説明いたします。

補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6155万5千円を追加し、予算総額を46億423万9千円とするものでございます。

今回の補正予算の主な内容といたしましては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として実施する、子育て世帯に対する臨時特別的な給付金事業に必要な経費を計上しています。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正の2ページ歳出からご説明申し上げます。

款3 民生費で、子育て世帯への臨時特別給付金事業の実施にあたり必要な経費として、児童福祉費に6155万5千円を計上しています。

詳細については、議案第33号の10ページをお開きください。款3 民生費 児童措置費の中に「子育て世帯への臨時特別給付金給付事業」として、18歳以下の児童1人当たり5万円の給付金と事業実施に必要な人件費・切手代等の事務費を追加しています。

続きまして、1ページの歳入についてご説明します。

款15 国庫支出金6155万5千円の増額は、今、説明申し上げた子育て世帯への臨時特別給付金事業の財源として、国から交付されるもので、内訳は8ページにありますように給付金分として6065万円、事務費分として90万5千円を計上しています。

以上で議案第33号の説明を終わります。

議長 これより、議案ごとに質疑・討論・採決を行います。
議案第32号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

議長 上田議員。

上 田 議 員

この議案についてなんですけど、一般職員についての給与に対してのことについて質問いたします。

今回の人事院勧告で職員の給料報酬が下げられる形になったわけなんですけど、人事院勧告に対してどうのこうの言うわけではないんですけど、実質的に、職員の方たちの給料ってというのは、その働いた内容、その業務内容を評価して、その内容、報酬が適切であるかどうかというものが、判断基準になるべきだと思うんですね。それに対して、どうも、人事院勧告の場合は、民間と比べて公務員の給料の方が高い、で、不公平感があるから公務員の給料を下げるという判断基準であったような形なんですね。決して、業務内容を評価しての形であったとは思えない感があるわけなんです。で、職員の方たちですね、このコロナ禍において、大変な思いをして、通常よりも業務内容としては本当に厳しい状況を克服されたと思うんです。このコロナ禍においてワクチン接種、ワクチンの場合はですよ、他の自治体と比べてもスムーズに円滑に、案内から接種受付、接種状況にしても、すごく評価をして褒められるべき状態であったと思いますし、町独自の対応もしてまいりました。

その形において、職員の方たちは本当に大変な思いをして頑張ったと思うんです。その評価が下げられる形になったということについて、少し疑問を抱かざるを得ないんですけど、それについて伺いたいと思います。

議 長

渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長

大変有難い言葉で、職員を代表してお礼を申し上げたいとは思いますが、ただ、あの、やっぱり公務員、人事委員会勧告、または人事院勧告、地方、国の違いはあれど、やはりこういう制度に基づいた勧告に従っていかないとは、給与並びに期末勤勉手当の上げ下げをする際に、拠って立つところがないので、まあ、今の有難い言葉ではあるんですが、やはり人事委員会勧告を尊重しなければ、我々は公務員としてやっていけないだろう、このように考えます。それに、組合とも一応、

話はしておりますし、組合もこれは受けざるを得ないだろうと
いうことで、一応、ご理解はいただいておりますので、ご理解
いただきたいと思います。

議 長 よろしいですか。
上田丈二君。

上 田 議 員 その形ってというのは、人事院勧告に従わなければいけないっ
ていうのはよくわかるんですね。

職員が行ってきた業務評価ですよ、これはまた別問題だと思
うんですよ。それに対しては、町長も、今回のコロナ禍にお
いて職員の方たちが頑張ったということは評価されてると思
うんですよ。それに対してですね、町長も、この形で職員たち
の給料を下げなければならない、この状況について、町長はど
う思ってらっしゃるのでしょうか。ちょっと意見をお聞きした
いのですが。

議 長 町長、よろしいですか。
米本町長。

米 本 町 長 今回の人事院勧告に従って職員の給料を引き下げるとい
うこと、本当に苦しいところではございますけども、和木町だけ
がするわけではございませんし、日本国中の市町村、県もまたや
られるわけでございます。うちだけ、うちの職員の働きを評価
してそのまま残す等ということは、ちょっと私には出来ないとい
うふうに思っております。それから、この人事院勧告に従う
ということは、上げるときには人事院勧告に従って上げるわけ
です。ですから、下げるときには人事院勧告に従って下げてい
くと、この図式を崩してしまいますと、上げるだけは上げて下
げるときはやらないのかという方式にも為りかねません。しっ
かりとそのへんは人事院勧告に準じた形でやっていきたいとい
うふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議 長 上田丈二君。

上 田 議 員 人事院勧告に準じなければならないという公的な義務はあると思うんですね、ですが、基本的には、その業務内容の評価というのが報酬の判断基準になるべきだと思っております。

それに対して、やはり正しい評価をするような形に対しては疑問を投げかけて欲しいと願いますけれども、で、やはり町長としてはですね、一生懸命頑張っておられた職員に対しての評価っていうのは、別にしていただけたらと思うのですが、いかがですか。

議 長 これはどちらにですか。

議 長 田中副町長。

田中副町長 上田議員の方から職員の業績に対する評価をすべきだというお話があったと思うんですが、地方公務員の給与、これを支払う大原則といたしましては、地方公務員法の方にですね、職務給の原則、それと均衡の原則、あと給与条例主義の原則、この3つの大原則がありまして、その2番目の均衡の原則、これに従うために人事院勧告、人事委員会勧告、要するに他の公務員、民間、これの均衡を図って給与は支払わなければならない、こちらが、この3原則が優先いたしますので、大変有難いお話ではあるんですけど、まずはこの均衡の原則に従って、人事委員会勧告に準じて給与を支払っていかなければ説明がつかなくなってしまう、このことをご理解いただければと思います。

議 長 まだ質疑がありますか。

上 田 議 員 今の説明でですね、均衡の原則、これを原則として考えざるを得なかったということについては理解いたしました。

議 長 よろしいですか。

上田議員 はい。これで質問を終わります・

議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議長 議案第32号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数。

議長 したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第33号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、あつ、すみません。

はい、上田丈二君。

上田議員 歳出の部分で伺いたいと思うんですけど、子育て臨時交付金事業の1人当たり5万円給付となっておりますけれど、これも制限、対象について説明していただきたいんですけど。

議長 鳥枝住民サービス課長。

鳥枝住民サービス課長 今回、5万円支給ということでございますが、1213人を見込んでおります。内訳といたしましては、中学生以下が1011人、高校生が174人、10月1日から令和4年3月31日までに出生される予定ですが28人、合計1213人を見込んでおります。

議長 上田丈二君。

上田議員 新生児の対象が令和4年3月31日になっておりますけど、期限とちょっとずれると思うんですけど、受付っていうのはどうなってるのでしょうか。

議長 鳥枝課長。

鳥枝住民サービス課長 出生した際にですね、児童手当の申請を受付けますので、その際に、この特別臨時給付金の申請をしていただいて、随時、支給ということを考えております。

議長 よろしいですか。
上田丈二君。

上田議員 はい。終わります。

議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議 長 議案第33号 令和3年度和木町一般会計補正予算(第7号)について

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

おはかりします。

これで、令和3年第5回和木町議会臨時会を閉会したいと思います。ご異議はありませんか。

(異議なしの声)

議 長 「異議なし」と認めます。

議 長 これをもちまして、令和3年第5回和木町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 10時 19分